

【NUIS版】学生支援緊急給付金を受けるための要件に係る確認書 記入例

【様式2】学生支援緊急給付金を受けるための要件に係る誓約書に対応しています。

確認欄の選択において、あてはまる内容に○をつけて提出すること。

確認欄	要件チェック項目	金額 (年額)	提出書類
○	①家庭から多額の仕送りを受けていない。※1年生は家庭からの仕送り予定額、2年生以上は2019年度の仕送り年額を記載すること。預貯金通帳等に仕送り金額が示される場合、預貯金通帳等の写しを提出。提出できない場合は不要。 ※仕送りとは、 <u>自宅・自宅外にかかわらず保護者が支払う学費(本学では年間約100万円)</u> やお小遣い等生活費を示します。学費等も含めて年額を記入すること。	100万円	預貯金通帳等の写し(任意)
○	②自宅外で生活している又は自宅で生活しているが家庭から支援を受けていない		
選択	自宅外で生活していて家庭から支援を受けていない。アパートの賃貸契約書、直近の家賃支払い根拠資料、住民票の写し等を提出する必要あり。		アパートの賃貸契約書等(必須)
	自宅で生活しているが家庭から支援を受けていない。「自宅で生活しているが家庭から支援を受けていない」と申請書の申し送り事項に記述すること。		
○	③生活費・学費に占めるアルバイト収入の割合が高い。※1年生はアルバイトでの収入予定額、2年生以上は2019年度のアルバイト収入額を記載すること	0万円	
選択	2年生以上でアルバイトをしていて、1か月のアルバイト収入の半分以上を生活費や学費にあてていた。		
	2年生以上で今までアルバイトをしていなかったが、1月以降アルバイトをして1か月のアルバイト収入の半分以上を生活費や学費にあてる予定だったといった内容を申請書の申し送り事項に記述すること。		
	1年生で4月からアルバイトを行い、1か月のアルバイト収入の半分以上を生活費や学費にあてる予定だったといった内容を申請書の申し送り事項に記述すること。		
○	④家庭(両親)の収入減少等により、家庭からの追加的支援が期待できない。 コロナ感染症対策に係る他の公的支援措置を受けている場合、受給証明書等を提出する。 提出できない場合は、「○○の公的支援措置を受けているが、××の理由で提出できない」と申請書の申し送り事項に記述すること。		コロナに係る公的支援措置の受給証明書等(任意)
○	⑤コロナ感染症の影響でアルバイト収入(雇用調整助成金による休業補償を含む。)が大幅に減少(前月比50%以上)している		
選択	コロナ感染症の影響でアルバイト収入が前月比50%以上減少している人は、本年1月以降でアルバイト先からの給与明細(減額前、減額後の2か月分)を提出。提出できなければ不要であるが、提出できない理由(減額前を紛失したため等)を申請書の申し送り事項に記述すること。		アルバイト先からの給与明細(減額前、減額後の2か月分)(任意)
	アルバイトをこれから始めようと思っていたがコロナ感染症の影響でできなくなった人は、「生活費を稼ぐためアルバイトを始めようと思っていたが、コロナ感染症の影響でアルバイトができず生活費・学費がまかなえなくなった」と申請書の申し送り事項に記述すること。		
	⑥既存制度について以下のいずれかを満たす ※申請時点において、給付奨学金・貸与奨学金のいずれも活用していない場合は、「給付奨学金・貸与奨学金のいずれかを原則1か月以内に申請する予定」、または「○○の理由で活用できない」と申請書の申し送り事項に記述すること。		
選択	1)高等教育の修学支援新制度(以下「新制度」)の第Ⅰ区分の受給者		以下に係る認定書の写し(提出可能な場合)(任意) ・住民税非課税証明書 ・給付奨学金(奨学生証) ・第一種奨学金(奨学生証) ・民間等による支援制度
	2)新制度の第Ⅱ又は第Ⅲ区分の受給者であって、第一種奨学金の併給が可能な者にあっては、限度額まで利用している者又は利用を予定している者		
	3)新制度に申し込みをしている者若しくは今後利用を行う者であって、第一種奨学金の限度額まで利用している者又は利用を予定している者		
	4)新制度の対象外であって、第一種奨学金の限度額まで利用している者又は利用を予定している者		
	5)要件を満たさないため新制度又は第一種奨学金を利用できないが、民間等を含め申請が可能な支援制度を利用している者又は利用を予定している者		

※ 申請書とは、提出書類である「【様式1】学生支援緊急給付金申請書」のこと

※ 申請書の申し送り事項に多子世帯、ひとり親世帯等を記入すること。

部分は必ず一つに○をつけること。